

# 【高等学校用】

2021年度（今年度）の定数を計算してみましょう！

( ) 高等学校

学科名							合計
学級数							
生徒数							

## I. 教諭等の数

### 1. 教頭の定数（法9条1号）

6～23学級（全日、定時）⇒1人

24学級以上（全日、定時）⇒2人

複数学科（2つ以上の異なる種類の学科）の学校の場合 ⇒18学級以上で2人

通信制の課程⇒1人

\_\_\_\_\_人

### 2. 教諭の定数（法9条、施行令3条）

(1) 基礎数（別表）

(2) 「習熟」・「情報」加配（別表）

(3) 生徒指導加配（別表）

(4) 農・工・水に関する加配（別表）

(5) 商業・家庭に関する加配（別表）（施行令3条）

(6) 寄宿舎の舎監（別表）

(7) 外国語等の少人数指導に対する加配（別表）

(8) 商業学科で情報処理に関する学科を置く学校（当該学科があれば ⇒2人）

(9) 情報に関する専門教育を主とする学科の加配（別表）

(10) その他の加配（理数科、福祉、厚生、総合学科、美術・音楽・体育など）（別表）

[定数計算]

法	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
数										

\_\_\_\_\_人

## II. 養護教諭の定数（法10条）

3～20学級 ⇒1人

21学級以上 ⇒2人

\_\_\_\_\_人

### Ⅲ. 実習教諭の定数 (法 11 条、施行令 3 条)

1. 基礎数 (6～24 学級 ⇒ 1 人、25 以上 ⇒ 2 人)
2. 農業・水産・工業に関する加配 (別表)
3. 商業・家庭に関する加配 (別表)  
(施行令 3 条)
4. 農・工に関する施設加配
5. 商業に関する学科で「情報処理」に関わる加配 (1～2 学級 ⇒ 1 人、3 学級以上 ⇒ 2 人)
6. 情報に関する専門教育を主とする学科加配 (1～2 学級 ⇒ 1 人、3～14 学級 ⇒ 2 人)
7. 理数に関する加配 (1～8 学級 ⇒ 2 人)
8. 総合学科に対する加配

[定数計算]

法	1	2	3	4	5	6	7	8
数								

\_\_\_\_\_人

### Ⅳ. 事務職員定数 (法 12 条)

1. 基礎数 (別表)
2. 12 学級以上の加算 (学校図書館を想定) ⇒ 1 人
3. 農・工・水の加算 (6 学級以上で) ⇒ 1 人

[定数計算]

法	1	2	3
数			

\_\_\_\_\_人

## 2021 年度の定数の確認及び 2022 年度の定数を計画しよう。

(定数法は県全体の職員数を算定するものなので、あくまでも目安です)

※各学校の教育課程の特性や生徒の実態等をふまえ、説得性のある教職員配置要求に取り組みましょう。

職種	校長	教頭	教諭	養護教諭	実習教諭	司書	事務職員	現業職員
人数	1							

※ 副校長に関しては、すべての学校に配置されているわけではないので外しました。

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=336AC0000000188>

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令

[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=337C00000000215\\_20200401\\_502C00000000061](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=337C00000000215_20200401_502C00000000061)

(教諭等の数)

2021年度

2021.6.24(木)

法律:公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律 昭和三十六・一一・一六 法律第一八八号

1、教頭の数 (法9条1項1号)

学級数	教頭
6~23	1
24以上	2

複数学科(異なる種類)設置校⇒18学級以上で 2人

通信制課程 ⇒ 1人

2、教諭の数(法9条1項2号, 3号)

(1)基礎数

[全日制]

学級数	収容定員	除すべき数	定数
1	40	8	5
2	80	11.4	7
3	120	15	8
4	160	16	10
5	200		13
6	240		15
7	280	16.4	17
8	320	17.1	19
9	360		21
10	400		23
11	440	17.7	25
12	480		27
13	520		29
14	560	18.2	31
15	600		33
16	640		35
17	680	18.9	36
18	720		38
19	760		40
20	800	19.5	41
21	840		43
22	880		45
23	920	20	46
24	960		48
25	1000		50
26	1040	20.5	51
27	1080		53
28	1120		55
29	1160	21	55
30	1200		57
31	1240		59
32	1280		61
33	1320		63
34	1360		65
35	1400		67
36	1440		69
37	1480		70
38	1520		72
39	1560		74
40	1600		76

[定時制]

学級数	収容定員	除すべき数	定数
1	40	8	5
2	80	11.4	7
3	120	15	8
4	160	18.5	9
5	200		11
6	240		13
7	280	19.3	15
8	320	20.7	15
9	360		17
10	400		19
11	440	22.2	21
12	480		22
13	520		23
14	560	23.5	25
15	600		27
16	640		27
17	680	24.7	29
18	720		31
19	760		32
20	800	24.7	32
21	840		34
22	880		36
23	920	37	

[通信制]

生徒の数	除すべき数
1人~600人	46.2
601人~1200人	66.7
1201人以上	100

(例)

生徒の数	除すべき数	定数
1500人	100	15

(2) 習熟別指導、「情報」の少人数指導（法9条1項4号）

〔全日制〕

学級数	収容定員の区分	教諭の数
9	321～560人	1
10		
11		
12		
13		
14		
15	561～680人	2
16		
17		
18	681～1040人	3
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27	1041～1160人	4
28		
29		
30	1161人以上	5
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		

〔定時制〕 少人数指導

学級数	収容定員の区分	教諭の数
12	441～920人	1
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22	921人以上	2
23		
24		
25		
26		
27		
28		

(3) 通信制の大規模校加配（法9条1項5号）

生徒数の規模による区分	教諭の数
2401～3000人	1
3001～3600人	2
3601人以上	3

(4) 生徒指導担当（進路指導、教育相談担当）の充実（法9条1項6号）

〔全日制〕

学級数	収容定員の区分	教諭の数
18 } 29	681～1040人	1
30 }	1041人以上	2

〔定時制〕

441人以上(12学級以上)⇒1人

〔通信制〕 1人

(5) 農業・水産・工業を置く学校 (法9条1項7号)

① 農業・水産に関する学科を置く学校

学科数	全日制		定時制	
	5学級以下	6学級以上	7学級以下	8学級以上
1	1	3	1	2
2	2	4	2	3
3	3	5	3	4
4	4	6	4	5
5	5	7	5	6
6	6	8	6	7

② 工業に関する学科を置く学校

学科数	全日制			定時制	
	1~5学級	6~23学級	24学級以上	7学級以下	8学級以上
1	3	4	5	2	3
2	5	6	7	4	5
3	7	8	9	6	7
4	9	10	11	8	9
5	11	12	13	10	11
6	13	14	15	12	13
7	15	16	17	14	15

(6) 商業・家庭に関する学科を置く学校 (法9条1項8号)

学級数	全日制	学級数	定時制
2~5	1	4~5	1
6~8	3	6~7	2
9~17	4	8~11	3
18~29	5	12~27	4
30以上	6	28以上	5

(7) 学生寮の舎監 (法9条1項9号)

生徒の数が51人以上⇒ 1人

(8) 外国語等の少人数指導に対する加配 (法9条2項)

外国語のオーラルコミュニケーションや数学でコンピュータを操作しながら授業を行なう科目等が設置され、少人数での指導を行なう学校(加配を必要とするものの数等を考慮して文部科学大臣が定める数)

※ 法: 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

(9) 教職員定数の算定に関する特例による加配 (施行令3条2項)

① 商業学科で情報処理に関する学科を置く学校 ⇒ 2人

② 情報に関する専門教育を主とする学科を置く学校 (03年より新規)

学級数	全日制	学級数	定時制
1	2	~3	2
2~5	3	4~5	3
6~8	5	6~7	4
9~17	6	8~11	5
18~29	7	12~27	6
30以上	8	28以上	7

③美術・音楽・体育に関する学科を置く学校

学級数	教諭
1	1
2~3	2
4	3
5~6	4

学級数 × 2/3 1未満は1に切り上げ

※全・定 同じ基準

④理数科を置く学校

学級数	教諭
1~8	2
9~11	3
12~14	4

⑤福祉に関する学科を置く学校

学級数	教諭
2~5	1
6~8	3
9~17	4
18~29	5

⑥外国語・国際関係に関する学科を置く学校

学級数	教諭
1~8	2
9~11	3
12~14	4

⑦総合学科を置く学校

当該学科の収容定員等を考慮して文部科学大臣が定める数

(例)

学級数	教諭
3	2
6	3
9	5
12	7
15	8
18	10

(10)教育上特別の配慮を要する生徒への特別の指導を行なう学校(施行令3条3項)

- ①中退加配 中退者の多い学校で学校生活適応困難な生徒に対する指導を行なう学校に加配
- ②外国籍・海外子女への日本語教育加配(概ね該当生徒5人以上で加配)

(11)多様な教育を行うための教育課程を編成する学校(施行令3条4項)

- ①普通科で職業系の類型・コースを開設している学校(10単位以上開設)
- ②選択科目多数開設している大規模校(収容定員801人以上で基準を満たす学校)
- ③普通科において多様な教科・科目を開設する学校(45科目以上開設する学校)
- ④単位制の学校  
(単位制科目の週授業総数－1学年当たりの学級数×99)/18で算定(日教組資料による)

(12)研修等定数(施行令3条5項)

- ①大学院修学休業に関わる定数
- ②文部科学大臣が定める教育指導の改善に関する特別な研究が行なわれている学校  
※中高一貫教育など
- ③初任者研修に関する加配

**(養護教諭の数) (法10条)**

[全日制]

学級数	収容定員	養護教諭
3~20	81~800人	1
21以上	801人以上	2

[定時制]

学級数	収容定員	養護教諭
4~20	121~800人	1
21以上	801人以上	2

**(実習教諭の数) (法11条)**

(1)基礎数(法11条1号)

学級数	収容定員	実習教諭
6~24	201~960人	1
25以上	961人以上	2

※全・定同じ

(2)農業・水産に関する学科加配(法11条2号)

学科数	17学級以下	18学級以上
1	2	3
2	4	5
3	6	7
4	8	9
5	10	11
6	12	13

※全・定同じ

(5)実習教諭の加配 (施行令3条)

①農業の実習施設に関する加配

家畜家禽の飼育施設の延べ面積	(1)532. 23~691. 899 の施設	1
	(2)691. 899 以上の施設	2
温室の延べ面積	(1)820. 75~1078. 675 の施設	1
	(2)1078. 675 以上の施設	2

②工業の実習施設に関する加配

実習施設の延べ面積	(1)1642. 98~2135. 874 の施設	1
	(2)2135. 874 以上の施設	2

③商業で情報処理に関する加配

学級数	実教
1~2	1
3~	2

④情報に関する専門教育を主とする学科加配

学級数	実教
1~2	1
3~14	2
15~	3

※全・定同じ基準

(3)工業に関する学科加配(法11条2号)

学科数	17学級以下	18学級以上
1	3	4
2	5	6
3	7	8
4	9	10
5	11	12
6	13	14
7	15	16

※全・定同じ

(4)商業・家庭に関する学科加配(法11条2号)

15学級以上⇒1人 ※全・定同じ

⑤理数科に関する加配

学級数	実教
1～8	2
9～11	3
12～14	4

⑥総合学科に対する加配

当該学科の収容定員等を見て文部科学大臣が定める数

1人+(下記の開設単位数に応じた数)

農業・水産・工業に関する科目及び商業の情報処理に関する科目を合計30単位以上開設する場合

30～69単位	1
70～109単位	2
110～149単位	3

**(事務職員の数)** (法12条)

※ 第12条を確認してください。

全・定 同じ基準 \_\_\_\_\_ (法12条1号)

学級数	収容定員	事務職員
1～5	～200人	1
6～14	201～560人	2
15～23	561～920人	3
24～32	921～1280人	4
33～41	1281～1640人	5

(全・定同じ基準)

収容定員441人以上(12学級以上)に1人加算 (図書館担当を想定) (法12条2号)

(通信制) (法12条4号)

事務職員の数=(生徒数) ÷ 400

農業・水産・工業に関する学科のある学校での加算 (法12条3号)

農業・水産・工業に関する学科の収容定員の合計数が201人以上(6学級以上) ⇒1人



# 新高校標準法定数算定早見表(全日制課程)

2021定数学習会

※標準法は県全体の定数算定の基準であることから、一応の目安と考えてください。

学級数	教諭等定数				養教	実教	事務職員		
	教頭	教諭					法10条	法11条1	法12条1
	法9条1	法9条2	法9条4	法9条6					
1		5					1		
2		7					1		
3		8			1		1		
4		10			1		1		
5		13			1		1		
6	1	15			1	1	2		1
7	1	17			1	1	2		1
8	1	19			1	1	2		1
9	1	21	1		1	1	2		1
10	1	23	1		1	1	2		1
11	1	25	1		1	1	2		1
12	1	27	1		1	1	2	1	1
13	1	29	1		1	1	2	1	1
14	1	31	1		1	1	2	1	1
15	1	33	2		1	1	3	1	1
16	1	35	2		1	1	3	1	1
17	1	36	2		1	1	3	1	1
18	1	38	3	1	1	1	3	1	1
19	1	40	3	1	1	1	3	1	1
20	1	41	3	1	1	1	3	1	1
21	1	43	3	1	2	1	3	1	1
22	1	45	3	1	2	1	3	1	1
23	1	46	3	1	2	1	3	1	1
24	2	48	3	1	2	1	4	1	1
25	2	50	3	1	2	2	4	1	1
26	2	51	3	1	2	2	4	1	1
27	2	53	4	2	2	2	4	1	1
28	2	55	4	2	2	2	4	1	1
29	2	55	4	2	2	2	4	1	1
30	2	57	5	2	2	2	4	1	1
31	2	59	5	2	2	2	4	1	1
32	2	61	5	2	2	2	4	1	1
33	2	63	5	2	2	2	5	1	1
34	2	65	5	2	2	2	5	1	1
35	2	67	5	2	2	2	5	1	1
36	2	69	5	2	2	2	5	1	1
37	2	70	5	2	2	2	5	1	1
38	2	72	5	2	2	2	5	1	1
39	2	74	5	2	2	2	5	1	1
40	2	76	5	2	2	2	5	1	1
備考	基礎数	「習熟」「情報」	生徒指導				基礎数	図書館	農・水・工

# 新標準法算定早見表(定時制課程)

2021定数学習会

※標準法は県全体の定数を算定する基準であることから、一応の目安と考えてください。

学級数	教諭等定数				養教	実教	事務職員		
	教頭	教諭					法10条	法11条1	法12条1
	法9条1	法9条2	法9条4	法9条6					
1		5					1		
2		8					1		
3		8					1		
4		9			1		1		
5		11			1		1		
6	1	13			1	1	2		1
7	1	15			1	1	2		1
8	1	16			1	1	2		1
9	1	18			1	1	2		1
10	1	20			1	1	2		1
11	1	22			1	1	2		1
12	1	22	1	1	1	1	2	1	1
13	1	24	1	1	1	1	2	1	1
14	1	26	1	1	1	1	2	1	1
15	1	28	1	1	1	1	3	1	1
16	1	28	1	1	1	1	3	1	1
17	1	29	1	1	1	1	3	1	1
18	1	31	1	1	1	1	3	1	1
19	1	33	1	1	1	1	3	1	1
20	1	33	1	1	1	1	3	1	1
21	1	35	1	1	2	1	3	1	1
22	1	36	1	1	2	1	3	1	1
23	1	38	1	1	2	1	3	1	1
24	2	38	2	1	2	1	4	1	1
25	2	39	2	1	2	2	4	1	1
26	2	41	2	1	2	2	4	1	1
備考	基礎数	少人数	生徒指導				基礎数	図書館	農・水・工



		<p>八 商業又は家庭に関する学科を置く全日制の課程又は定時制の課程について、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の下欄に掲げる商業又は家庭に関する学科の生徒の収容定員の合計数の区分ごとの課程の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課程の別</th> <th>商業又は家庭に関する学科の生徒の収容定員の合計数の区分</th> <th>乗ずる数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">全日制の課程</td> <td>41人から200人まで</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>201人から320人まで</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>321人から680人まで</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>681人から1060人まで</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>1061人以上</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">定時制の課程</td> <td>121人から200人まで</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>201人から280人まで</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>281人から440人まで</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>441人から1080人まで</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>1081人以上</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>九 寄宿する生徒の数が51人以上の寄宿舎を置く学校の数に1を乗じて得た数  2 全日制の課程又は定時制の課程に置かれる普通教育を主とする学科において、教科又は科目の特質に応じた教育を行うため少数の生徒により構成される集団を単位として指導が行われる場合には、前項の規定により算定した数に政令で定める数を加えた数を教諭等の数とする</p>	課程の別	商業又は家庭に関する学科の生徒の収容定員の合計数の区分	乗ずる数	全日制の課程	41人から200人まで	1	201人から320人まで	3	321人から680人まで	4	681人から1060人まで	5	1061人以上	6	定時制の課程	121人から200人まで	1	201人から280人まで	2	281人から440人まで	3	441人から1080人まで	4	1081人以上	5
課程の別	商業又は家庭に関する学科の生徒の収容定員の合計数の区分	乗ずる数																									
全日制の課程	41人から200人まで	1																									
	201人から320人まで	3																									
	321人から680人まで	4																									
	681人から1060人まで	5																									
	1061人以上	6																									
定時制の課程	121人から200人まで	1																									
	201人から280人まで	2																									
	281人から440人まで	3																									
	441人から1080人まで	4																									
	1081人以上	5																									
養護教諭等の数	第五章 第十条	<p>養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭及び養護助教諭(以下「養護教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。</p> <p>一 高等学校の本校に置かれる生徒の収容定員が81人から800人までの全日制の課程の数と高等学校の本校に置かれる生徒の収容定員が121人から800人までの定時制の課程の数との合計数に1を乗じて得た数</p> <p>二 高等学校の本校に置かれる生徒の収容定員が801人以上の全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に2を乗じて得た数</p> <p>三 中等教育学校の本校に置かれる全日制の課程であつてその生徒の収容定員と当該中等教育学校の前期課程の生徒の数の合計数が801人以上のもの(当該中等教育学校の前期課程の生徒の数が801人以上のものを除く。)の数と中等教育学校の本校に置かれる生徒の収容定員が121人から800人までの定時制の課程の数との合計数に1を乗じて得た数</p> <p>四 中等教育学校の本校に置かれる生徒の収容定員が801人以上の定時制の課程の数の合計数に2を乗じて得た数</p> <p>実習助手の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。</p> <p>一 生徒の収容定員が201人から960人までの全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に1を乗じて得た数と生徒の収容定員が961人以上の全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に2を乗じて得た数との合計数</p> <p>二 農業、水産、工業、商業又は家庭に関する学科を置く全日制の課程又は定時制の課程について、次の表の上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表の下欄に掲げる方法により算定した数の合計数を合算した数</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>農業に関する学科</td> <td>当該学科の数に2を乗じ、当該学科の生徒の収容定員の合計数が681人以上の課程については当該乗じて得た数に1を加える。</td> </tr> <tr> <td>水産に関する学科</td> <td>当該学科の数に2を乗じ、当該学科の生徒の収容定員の合計数が681人以上の課程については当該乗じて得た数に1を加える。</td> </tr> <tr> <td>工業に関する学科</td> <td>当該学科の数に2を乗じて得た数に1(当該学科の生徒の収容定員の合計数が681人以上の課程にあつては、2)を加える。</td> </tr> <tr> <td>商業又は家庭に関する学科</td> <td>当該学科の生徒の収容定員の合計数が561人以上の課程について1とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>三 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校の分校で農業、水産又は工業に関する学科に係る授業を行なうもの数に1を乗じて得た数</p>	農業に関する学科	当該学科の数に2を乗じ、当該学科の生徒の収容定員の合計数が681人以上の課程については当該乗じて得た数に1を加える。	水産に関する学科	当該学科の数に2を乗じ、当該学科の生徒の収容定員の合計数が681人以上の課程については当該乗じて得た数に1を加える。	工業に関する学科	当該学科の数に2を乗じて得た数に1(当該学科の生徒の収容定員の合計数が681人以上の課程にあつては、2)を加える。	商業又は家庭に関する学科	当該学科の生徒の収容定員の合計数が561人以上の課程について1とする。																	
農業に関する学科	当該学科の数に2を乗じ、当該学科の生徒の収容定員の合計数が681人以上の課程については当該乗じて得た数に1を加える。																										
水産に関する学科	当該学科の数に2を乗じ、当該学科の生徒の収容定員の合計数が681人以上の課程については当該乗じて得た数に1を加える。																										
工業に関する学科	当該学科の数に2を乗じて得た数に1(当該学科の生徒の収容定員の合計数が681人以上の課程にあつては、2)を加える。																										
商業又は家庭に関する学科	当該学科の生徒の収容定員の合計数が561人以上の課程について1とする。																										
実習助手の数	第五章 第十一条	<p>事務職員の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。</p> <p>一 全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に1を乗じて得た数と生徒の収容定員が201人以上の全日制の課程又は定時制の課程ごとに当該課程の生徒の収容定員の数から200を減じて得た数を360で除して得た数の合計数とを合計した数</p> <p>二 生徒の収容定員が441人以上の全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に1を乗じて得た数</p> <p>三 全日制の課程又は定時制の課程で当該課程に置かれる農業、水産又は工業に関する学科の生徒の収容定員の合計数が201人以上のもの数に1を乗じて得た数</p> <p>四 通信制の課程を置く学校について、当該課程の生徒の数を400で除して得た数を合算した数</p>																									
事務職員の数	第五章 第十二条	<p>第九條から第十二條まで及び第十七條から前條までの規定により教諭等、養護教諭等、実習助手、寄宿舎指導員及び事務職員の数を算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数にそれぞれ政令で定める数を加え、又はこれらの規定により算定した数からそれぞれ政令で定める数を減ずるものとする。</p> <p>一 農業、水産又は工業に関する学科を置く公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この条において同じ。)についての政令で定める特別の事情</p> <p>二 公立の高等学校又は特別支援学校の高等部にそれぞれ政令で定める学科を置くこと</p> <p>三 公立の高等学校において教育上特別の配慮を必要とする生徒に対する特別の指導であつて政令で定めるものが行われていること</p> <p>四 公立の高等学校において多様な教育を行うための教育課程の編成についての政令で定める特別の事情</p> <p>五 当該学校の教職員が教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十二條第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行われていることその他の政令で定める特別の事情</p>																									
	第二十二條 (教職員定数の算定に関する特例)																										
	第二十三條 (教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算)	<p>第八條から第十二條まで又は第十六條から第二十一條までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は特別支援学校の高等部に置く校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。</p> <p>2 第九條又は第十七條に定めるところにより算定した教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は特別支援学校の高等部に置く非常勤の講師(地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及びその配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。)の数に換算することができる。</p>																									
	第二十四條 (教職員定数に含まない数)	<p>第七條及び第十五條に規定する高等学校等教職員定数及び特別支援学校高等部教職員定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。</p> <p>一 休職者</p> <p>二 教育公務員特例法第二十六條第一項の規定により同項に規定する大学院修学休業をしている者</p> <p>三 地方公務員法第二十六條の五第一項の規定により同項に規定する自己啓発等休業をしている者</p> <p>四 地方公務員法第二十六條の六第七項の規定により任期を定めて採用される者及び臨時的に任用される者</p> <p>五 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)第三條第一項の規定により臨時的に任用される者</p> <p>六 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第六條第一項の規定により任期を定めて採用される者及び臨時的に任用される者</p>																									

2021年度 県立学校 定数計算 (加配等)

定数(標準)法に基づく職員配置数

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令		法律条文																																		
第一条		<p>(教科又は科目の特質に応じた少数の生徒により構成される集団を単位とした指導が行われる場合における教諭等の数の算定) 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(以下「法」という。)第九條第二項の政令で定める数は、都道府県又は市町村の教育委員会が公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)の全日制の課程又は定時制の課程に置かれる普通教育を主とする学科において行われる教科又は科目の特質に応じた少数の生徒により構成される集団を単位とした指導に係る授業時数及び生徒の数の他の事情を勘案して教諭等(同條第一項に規定する教諭等をいう。第三條において同じ。)を置くことについての配慮を必要とする認められる学校の数等を考慮し、文部科学大臣が定める数とする。</p>																																		
第二条		<p>(教職員定数の算定に関する特例) 法第二十二條第一号の政令で定める特別の事情は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、同條の政令で定める数は、全日制の課程又は定時制の課程の別に従い、同表の中欄に掲げる特別の事情の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>特別の事情</th> <th>加減する数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一</td> <td>農業、水産又は工業に関する学科について、当該学科の生徒の収容定員が321人以上であること。</td> <td>                     イ 法第九條の規定により算定した数に加える数                      当該学科の数に1を乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数から321を減じて得た数を120で除して得た数(1未満の端数を生じたときは、切り捨てる。以下この表において同じ。)との合計数                      ロ 法第十一條の規定により算定した数に加える数                      当該学科の数に1を乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数から321を減じて得た数を120で除して得た数との合計数                 </td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>農業又は工業に関する専門教育を行うため必要な施設で、次のイ又はロに掲げるものを置いていること。 イ 家畜若しくは家さんの飼育施設で、その延べ面積が632.23平方メートルを超えるもの又は温室で、その延べ面積が829.75平方メートルを超えるもの ロ 機械実習(機械工作、仕上組立て、鍛造、木型工作、鋳造、原動機実験、機械材料試験、機械精密測定及び板金工作をいう。)のための施設で、その延べ面積が1642.98平方メートルを超えるもの</td> <td>法第十一條の規定により算定した数に加える数 当該施設で、その延べ面積が中欄イ又はロに掲げる施設ごとの面積に100分の130を乗じて得た面積を超えるもの数に2を乗じて得た数と当該施設で、その延べ面積が中欄イ又はロに掲げる施設ごとの面積に100分の130を乗じて得た面積を超えないもの数に1を乗じて得た数との合計数</td> </tr> <tr> <td>三</td> <td>農業に関する学科について、農業経営者の育成を目的とし、かつ、当該学科に属する生徒に対し半年以上の宿泊を伴う教育を行っていること。</td> <td>                     イ 法第九條の規定により算定した数に加える数                      当該学科を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に2を乗じて得た数、当該学科で当該宿泊を伴う教育を2年以上行うものを置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に1を乗じて得た数並びに当該学科を置く高等学校で寄宿する生徒の数が50人以下の寄宿舎を置くものの数に1を乗じて得た数の合計数                      ロ 法第十一條の規定により算定した数に加える数                      当該学科を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に3を乗じて得た数                 </td> </tr> <tr> <td>四</td> <td>水産に関する専門教育を行うため必要な船舶で、総トン数150トンを超えるものを置いていること。</td> <td>法第十一條の規定により算定した数に加える数 当該船舶の数に2を乗じて得た数</td> </tr> <tr> <td>五</td> <td>農業、水産又は工業に関する学科について、学科の新設又は生徒の募集停止等のため当該学科に属する生徒のうち1以上の学年の生徒が欠けていること(次項に該当するものを除く。)</td> <td>法第十一條の規定により算定した数から減ずる数 当該学科の数に1を乗じて得た数</td> </tr> <tr> <td>六</td> <td>農業、水産又は工業に関する学科について、当該学科に係る授業を分校のみにおいて行っていること。</td> <td>法第十一條の規定により算定した数から減ずる数 当該学科の数に2を乗じて得た数</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 法第二十二條第二号の政令で定める学科は、次の表の第二欄に掲げる学校の種類等に応じ同表第三欄に掲げるとおりとし、同條の政令で定める数は、同表の第三欄に掲げる学科の区分に応じ、同表の第四欄に掲げる数とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>学校の種類等</th> <th>学科</th> <th>加減する数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一</td> <td>高等学校</td> <td>商業に関する学科で情報処理に係るもの</td> <td>                     イ 法第九條の規定により算定した数に加える数                      当該学科を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に2を乗じて得た数                      ロ 法第十一條の規定により算定した数に加える数                      当該学科でその生徒の収容定員が81人以上のものを置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に2を乗じて得た数と当該学科でその生徒の収容定員が80人以下のものを置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に1を乗じて得た数との合計数                 </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>情報に関する専門教育を主とする学科</td> <td>                     イ 法第九條の規定により算定した数に加える数                      次の(1)及び(2)に掲げる合計数を合計した数                      (1) 全日制の課程について、次に掲げる当該学科の生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の数に当該区分に応じそれぞれ次に定める数を乗じて得た数の合計数                      (i) 40人以下の課程 2                      (ii) 41人から200人までの課程 3                      (iii) 201人から320人までの課程 5                      (iv) 321人から680人までの課程 6                      (v) 681人から1060人までの課程 7                      (vi) 1061人以上の課程 8                      (2) 定時制の課程について、次に掲げる当該学科の生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の数に当該区分に応じそれぞれ次に定める数を乗じて得た数の合計数                      (i) 120人以下の課程 2                      (ii) 121人から200人までの課程 3                      (iii) 201人から280人までの課程 4                      (iv) 281人から440人までの課程 5                      (v) 441人から1080人までの課程 6                      (vi) 1081人以上の課程 7                 </td> </tr> </tbody> </table>		項	特別の事情	加減する数	一	農業、水産又は工業に関する学科について、当該学科の生徒の収容定員が321人以上であること。	イ 法第九條の規定により算定した数に加える数 当該学科の数に1を乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数から321を減じて得た数を120で除して得た数(1未満の端数を生じたときは、切り捨てる。以下この表において同じ。)との合計数 ロ 法第十一條の規定により算定した数に加える数 当該学科の数に1を乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数から321を減じて得た数を120で除して得た数との合計数	二	農業又は工業に関する専門教育を行うため必要な施設で、次のイ又はロに掲げるものを置いていること。 イ 家畜若しくは家さんの飼育施設で、その延べ面積が632.23平方メートルを超えるもの又は温室で、その延べ面積が829.75平方メートルを超えるもの ロ 機械実習(機械工作、仕上組立て、鍛造、木型工作、鋳造、原動機実験、機械材料試験、機械精密測定及び板金工作をいう。)のための施設で、その延べ面積が1642.98平方メートルを超えるもの	法第十一條の規定により算定した数に加える数 当該施設で、その延べ面積が中欄イ又はロに掲げる施設ごとの面積に100分の130を乗じて得た面積を超えるもの数に2を乗じて得た数と当該施設で、その延べ面積が中欄イ又はロに掲げる施設ごとの面積に100分の130を乗じて得た面積を超えないもの数に1を乗じて得た数との合計数	三	農業に関する学科について、農業経営者の育成を目的とし、かつ、当該学科に属する生徒に対し半年以上の宿泊を伴う教育を行っていること。	イ 法第九條の規定により算定した数に加える数 当該学科を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に2を乗じて得た数、当該学科で当該宿泊を伴う教育を2年以上行うものを置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に1を乗じて得た数並びに当該学科を置く高等学校で寄宿する生徒の数が50人以下の寄宿舎を置くものの数に1を乗じて得た数の合計数 ロ 法第十一條の規定により算定した数に加える数 当該学科を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に3を乗じて得た数	四	水産に関する専門教育を行うため必要な船舶で、総トン数150トンを超えるものを置いていること。	法第十一條の規定により算定した数に加える数 当該船舶の数に2を乗じて得た数	五	農業、水産又は工業に関する学科について、学科の新設又は生徒の募集停止等のため当該学科に属する生徒のうち1以上の学年の生徒が欠けていること(次項に該当するものを除く。)	法第十一條の規定により算定した数から減ずる数 当該学科の数に1を乗じて得た数	六	農業、水産又は工業に関する学科について、当該学科に係る授業を分校のみにおいて行っていること。	法第十一條の規定により算定した数から減ずる数 当該学科の数に2を乗じて得た数	項	学校の種類等	学科	加減する数	一	高等学校	商業に関する学科で情報処理に係るもの	イ 法第九條の規定により算定した数に加える数 当該学科を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に2を乗じて得た数 ロ 法第十一條の規定により算定した数に加える数 当該学科でその生徒の収容定員が81人以上のものを置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に2を乗じて得た数と当該学科でその生徒の収容定員が80人以下のものを置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に1を乗じて得た数との合計数			情報に関する専門教育を主とする学科	イ 法第九條の規定により算定した数に加える数 次の(1)及び(2)に掲げる合計数を合計した数 (1) 全日制の課程について、次に掲げる当該学科の生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の数に当該区分に応じそれぞれ次に定める数を乗じて得た数の合計数 (i) 40人以下の課程 2 (ii) 41人から200人までの課程 3 (iii) 201人から320人までの課程 5 (iv) 321人から680人までの課程 6 (v) 681人から1060人までの課程 7 (vi) 1061人以上の課程 8 (2) 定時制の課程について、次に掲げる当該学科の生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の数に当該区分に応じそれぞれ次に定める数を乗じて得た数の合計数 (i) 120人以下の課程 2 (ii) 121人から200人までの課程 3 (iii) 201人から280人までの課程 4 (iv) 281人から440人までの課程 5 (v) 441人から1080人までの課程 6 (vi) 1081人以上の課程 7
項	特別の事情	加減する数																																		
一	農業、水産又は工業に関する学科について、当該学科の生徒の収容定員が321人以上であること。	イ 法第九條の規定により算定した数に加える数 当該学科の数に1を乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数から321を減じて得た数を120で除して得た数(1未満の端数を生じたときは、切り捨てる。以下この表において同じ。)との合計数 ロ 法第十一條の規定により算定した数に加える数 当該学科の数に1を乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数から321を減じて得た数を120で除して得た数との合計数																																		
二	農業又は工業に関する専門教育を行うため必要な施設で、次のイ又はロに掲げるものを置いていること。 イ 家畜若しくは家さんの飼育施設で、その延べ面積が632.23平方メートルを超えるもの又は温室で、その延べ面積が829.75平方メートルを超えるもの ロ 機械実習(機械工作、仕上組立て、鍛造、木型工作、鋳造、原動機実験、機械材料試験、機械精密測定及び板金工作をいう。)のための施設で、その延べ面積が1642.98平方メートルを超えるもの	法第十一條の規定により算定した数に加える数 当該施設で、その延べ面積が中欄イ又はロに掲げる施設ごとの面積に100分の130を乗じて得た面積を超えるもの数に2を乗じて得た数と当該施設で、その延べ面積が中欄イ又はロに掲げる施設ごとの面積に100分の130を乗じて得た面積を超えないもの数に1を乗じて得た数との合計数																																		
三	農業に関する学科について、農業経営者の育成を目的とし、かつ、当該学科に属する生徒に対し半年以上の宿泊を伴う教育を行っていること。	イ 法第九條の規定により算定した数に加える数 当該学科を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に2を乗じて得た数、当該学科で当該宿泊を伴う教育を2年以上行うものを置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に1を乗じて得た数並びに当該学科を置く高等学校で寄宿する生徒の数が50人以下の寄宿舎を置くものの数に1を乗じて得た数の合計数 ロ 法第十一條の規定により算定した数に加える数 当該学科を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に3を乗じて得た数																																		
四	水産に関する専門教育を行うため必要な船舶で、総トン数150トンを超えるものを置いていること。	法第十一條の規定により算定した数に加える数 当該船舶の数に2を乗じて得た数																																		
五	農業、水産又は工業に関する学科について、学科の新設又は生徒の募集停止等のため当該学科に属する生徒のうち1以上の学年の生徒が欠けていること(次項に該当するものを除く。)	法第十一條の規定により算定した数から減ずる数 当該学科の数に1を乗じて得た数																																		
六	農業、水産又は工業に関する学科について、当該学科に係る授業を分校のみにおいて行っていること。	法第十一條の規定により算定した数から減ずる数 当該学科の数に2を乗じて得た数																																		
項	学校の種類等	学科	加減する数																																	
一	高等学校	商業に関する学科で情報処理に係るもの	イ 法第九條の規定により算定した数に加える数 当該学科を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に2を乗じて得た数 ロ 法第十一條の規定により算定した数に加える数 当該学科でその生徒の収容定員が81人以上のものを置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に2を乗じて得た数と当該学科でその生徒の収容定員が80人以下のものを置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に1を乗じて得た数との合計数																																	
		情報に関する専門教育を主とする学科	イ 法第九條の規定により算定した数に加える数 次の(1)及び(2)に掲げる合計数を合計した数 (1) 全日制の課程について、次に掲げる当該学科の生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の数に当該区分に応じそれぞれ次に定める数を乗じて得た数の合計数 (i) 40人以下の課程 2 (ii) 41人から200人までの課程 3 (iii) 201人から320人までの課程 5 (iv) 321人から680人までの課程 6 (v) 681人から1060人までの課程 7 (vi) 1061人以上の課程 8 (2) 定時制の課程について、次に掲げる当該学科の生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の数に当該区分に応じそれぞれ次に定める数を乗じて得た数の合計数 (i) 120人以下の課程 2 (ii) 121人から200人までの課程 3 (iii) 201人から280人までの課程 4 (iv) 281人から440人までの課程 5 (v) 441人から1080人までの課程 6 (vi) 1081人以上の課程 7																																	

第二条

高等学校	情報に関する専門教育を主とする学科	<p>□ 法第十一条の規定により算定した数に加える数 全日制の課程及び定時制の課程について、次に掲げる当該学科の生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の数に当該区分に応じそれぞれ次に定める数を乗じて得た数の合計数</p> <table border="1"> <tr><td>(1) 80人以下の課程</td><td>1</td></tr> <tr><td>(2) 81人から560人までの課程</td><td>2</td></tr> <tr><td>(3) 561人以上の課程</td><td>3</td></tr> </table>	(1) 80人以下の課程	1	(2) 81人から560人までの課程	2	(3) 561人以上の課程	3														
	(1) 80人以下の課程	1																				
	(2) 81人から560人までの課程	2																				
	(3) 561人以上の課程	3																				
	美術、音楽又は体育に関する専門教育を主とする学科	<p>法第九条の規定により算定した数に加える数 当該学科を置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに当該学科の生徒の収容定員の合計数を40で除して得た数（1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。）に3分の2を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。）の合計数</p>																				
	理数に関する専門教育を主とする学科	<p>イ 法第九条の規定により算定した数に加える数 当該学科を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に2を乗じて得た数と当該学科でその生徒の収容定員が321人以上のものを置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに当該学科の生徒の収容定員の数から201を減じて得た数を120で除して得た数（1未満の端数を生じたときは、切り捨てる。以下この表において同じ。）の合計数とを合計した数</p> <p>□ 法第十一条の規定により算定した数に加える数 当該学科を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に2を乗じて得た数と当該学科でその生徒の収容定員が321人以上のものを置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに当該学科の生徒の収容定員の数から201を減じて得た数を120で除して得た数の合計数とを合計した数</p>																				
	厚生に関する専門教育を主とする学科で衛生看護に係るもの	<p>イ 法第九条の規定により算定した数に加える数 当該学科でその生徒の収容定員が320人以下のものを置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に4を乗じて得た数、当該学科でその生徒の収容定員が321人から440人までのものを置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に9を乗じて得た数並びに当該学科でその生徒の収容定員が441人以上のものを置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に11を乗じて得た数の合計数</p> <p>□ 法第十一条の規定により算定した数に加える数 当該学科でその生徒の収容定員が320人以下のものを置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に2を乗じて得た数、当該学科でその生徒の収容定員が321人から440人までのものを置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に3を乗じて得た数並びに当該学科でその生徒の収容定員が441人以上のものを置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に4を乗じて得た数の合計数</p>																				
	福祉に関する専門教育を主とする学科	<p>法第九条の規定により算定した数に加える数 次のイ及びロに掲げる合計数を合計した数</p> <p>イ 全日制の課程について、次に掲げる当該学科の生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の数に当該区分に応じそれぞれ次に定める数を乗じて得た数の合計数</p> <table border="1"> <tr><td>(1) 41人から200人までの課程</td><td>1</td></tr> <tr><td>(2) 201人から320人までの課程</td><td>3</td></tr> <tr><td>(3) 321人から680人までの課程</td><td>4</td></tr> <tr><td>(4) 681人から1060人までの課程</td><td>5</td></tr> <tr><td>(5) 1061人以上の課程</td><td>6</td></tr> </table> <p>ロ 定時制の課程について、次に掲げる当該学科の生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の数に当該区分に応じそれぞれ次に定める数を乗じて得た数の合計数</p> <table border="1"> <tr><td>(1) 121人から200人までの課程</td><td>1</td></tr> <tr><td>(2) 201人から280人までの課程</td><td>2</td></tr> <tr><td>(3) 281人から440人までの課程</td><td>3</td></tr> <tr><td>(4) 441人から1080人までの課程</td><td>4</td></tr> <tr><td>(5) 1081人以上の課程</td><td>5</td></tr> </table>	(1) 41人から200人までの課程	1	(2) 201人から320人までの課程	3	(3) 321人から680人までの課程	4	(4) 681人から1060人までの課程	5	(5) 1061人以上の課程	6	(1) 121人から200人までの課程	1	(2) 201人から280人までの課程	2	(3) 281人から440人までの課程	3	(4) 441人から1080人までの課程	4	(5) 1081人以上の課程	5
	(1) 41人から200人までの課程	1																				
	(2) 201人から320人までの課程	3																				
(3) 321人から680人までの課程	4																					
(4) 681人から1060人までの課程	5																					
(5) 1061人以上の課程	6																					
(1) 121人から200人までの課程	1																					
(2) 201人から280人までの課程	2																					
(3) 281人から440人までの課程	3																					
(4) 441人から1080人までの課程	4																					
(5) 1081人以上の課程	5																					
外国語に関する専門教育を主とする学科	<p>法第九条の規定により算定した数に加える数 当該学科を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に2を乗じて得た数と当該学科でその生徒の収容定員が321人以上のものを置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに当該学科の生徒の収容定員の数から201を減じて得た数を120で除して得た数の合計数とを合計した数</p>																					
国際関係に関する専門教育を主とする学科	<p>法第九条の規定により算定した数に加える数 当該学科を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に2を乗じて得た数と当該学科でその生徒の収容定員が321人以上のものを置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに当該学科の生徒の収容定員の数から201を減じて得た数を120で除して得た数の合計数とを合計した数</p>																					
普通教育に関する科目及び専門教育に関する科目を生徒の選択によることを旨として総合的に履修させる学科（以下「総合学科」という。）	<p>法第九条、第十一条又は第十二条の規定により算定した数に加える数 当該学科の生徒の収容定員等を考慮して文部科学大臣が定める数</p>																					
特別支援学校の高等部	<p>普通教育を主とする学科（知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）である生徒に対する教育を主として行うものに限る。）</p> <p>保健医療に関する専門教育を主とする学科（視覚障害者である生徒に対する教育を主として行うものに限る。）</p> <p>産業工芸、被服、理容又は美容に関する専門教育を主とする学科（聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行うものに限る。）</p>																					
<p>3 法第二十二号の政令で定める特別の指導は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める数は、同表の中欄に掲げる特別の指導の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。</p>																						
項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特別の指導</th> <th>加減する数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 公立の高等学校において、学習指導上、生徒指導上又は進路指導上特別の配慮が必要と認められる事情を有する生徒に対して行われる当該事情に応じた特別の指導</td> <td>法第九条の規定により算定した数に加える数 当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数</td> </tr> <tr> <td>二 公立の高等学校において心身の健康を害している生徒に対して行われるその回復のための特別の指導</td> <td>法第十条の規定により算定した数に加える数 当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数</td> </tr> </tbody> </table>	特別の指導	加減する数	一 公立の高等学校において、学習指導上、生徒指導上又は進路指導上特別の配慮が必要と認められる事情を有する生徒に対して行われる当該事情に応じた特別の指導	法第九条の規定により算定した数に加える数 当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数	二 公立の高等学校において心身の健康を害している生徒に対して行われるその回復のための特別の指導	法第十条の規定により算定した数に加える数 当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数															
特別の指導	加減する数																					
一 公立の高等学校において、学習指導上、生徒指導上又は進路指導上特別の配慮が必要と認められる事情を有する生徒に対して行われる当該事情に応じた特別の指導	法第九条の規定により算定した数に加える数 当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数																					
二 公立の高等学校において心身の健康を害している生徒に対して行われるその回復のための特別の指導	法第十条の規定により算定した数に加える数 当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数																					
<p>4 法第二十二号の政令で定める特別の事情は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める数は、同表の中欄に掲げる特別の事情の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。</p>																						

	特別の事情	加減する数
第二条	一 公立の高等学校の全日制の課程又は定時制の課程に置かれる普通教育を主とする学科について、専門教育に関する教育課程の類型を設け、かつ、当該類型に係る専門教育に関する科目のうち職業に関するものの単位数が文部科学大臣の定める数を超えていること（全日制の課程に置かれる普通教育を主とする学科については、二の項に該当する場合を除く。）	法第九条の規定により算定した数に加える数 当該学科の数等を考慮して文部科学大臣が定める数
	二 公立の高等学校の全日制の課程に置かれる普通教育を主とする学科について、当該学科の生徒の収容定員が文部科学大臣の定める数を超え、かつ、生徒の進路及び特性その他の事情に応じた多様な教育を施すため、当該学科に特に多数の科目を開設することにより、当該科目の数を当該学科の全ての生徒が履修すべきものとされる科目の数で除して得た数が文部科学大臣の定める数以上となっていること	法第九条の規定により算定した数に加える数 当該学科ごとに当該学科の生徒の収容定員の数を40で除して得た数（1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。）に2.1を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。）から当該学科についてその生徒の収容定員を基礎として法第九条第一項第二号の全日制の課程に係る規定の例により算定した数を減じて得た数の合計数の範囲内で、当該学科の数等を考慮して文部科学大臣が定める数
	三 公立の高等学校の全日制の課程に置かれる普通教育を主とする学科（当該学科が二の項に該当する場合を除く。）について、当該学科に開設される科目の数（当該学科が一の項に該当する場合にあつては、当該学科に開設される科目の数から同項に規定する教育課程の類型に係る専門教育に関する科目のうち職業に関するものの数を減じて得た数）が文部科学大臣の定める数を超えていること	法第九条の規定により算定した数に加える数 当該学科の数等を考慮して文部科学大臣が定める数
	四 学年による教育課程の区分を設けない教育（以下「単位制による教育」という。）を行う公立の高等学校の全日制の課程又は定時制の課程について、単位制による教育に係る生徒の収容定員（総合学科であつて単位制による教育を行うものに係る生徒の収容定員を除く。）が一の学年当たり八十一人以上であり、かつ、単位制による教育に係る開設科目（総合学科であつて単位制による教育を行うものに係る開設科目を除く。以下この項において同じ。）の授業時数が文部科学大臣の定める数を超えていること	法第九条の規定により算定した数に加える数 当該課程の数及び当該開設科目の授業時数並びに当該課程のうち単位制による教育に係る開設科目について専門教育に関する科目のうち職業に関するものの数が10以上のものの数等を考慮して文部科学大臣が定める数
	五 公立の高等学校の全日制の課程に置かれる普通教育を主とする学科（当該学科が二の項に該当する場合を除く。）について、当該学科に開設される科目の数が文部科学大臣の定める数を超えていること	法第十二条の規定により算定した数に加える数 当該学科の数等を考慮して文部科学大臣が定める数
	六 公立の高等学校の全日制の課程又は定時制の課程について、単位制による教育を行つていること（総合学科において行つている場合を除く。）	法第十二条の規定により算定した数に加える数 当該課程の数等を考慮して文部科学大臣が定める数
6 法第二十二條第五号の政令で定める特別の事情は、当該学校の教職員が同号に規定する研修を受けていること、当該学校において文部科学大臣が定める教育指導の改善に関する特別な研究が行われていること、当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十三條第一項の初任者研修若しくは同法第二十五條第一項の指導改善研修を受けていること又は公立の高等学校の定時制の課程に修業年限が三年のものがあることとし、法第二十二條の規定により教職員の数を加える場合においては、当該学校の数又は当該定時制の課程の数等を考慮して文部科学大臣が定める数を法第九条、第十條又は第十七條の規定により算定した数に加えるものとする。		
第三条	(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法)	
	法第二十三條第一項の規定により教職員の数を校長、副校長、教頭、主任教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員で地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下この項において「短時間勤務職員」という。）の数に換算する場合においては、公立の高等学校の教職員の数に係る場合にあつては校長、教諭等、養護教諭等（法第十條に規定する養護教諭等をいう。以下この項において同じ。）、実習助手又は事務職員の別、公立の特別支援学校の高等部の教職員の数に係る場合にあつては校長、教諭等、養護教諭等、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員の別ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合に換算する当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。 一 換算しようとする教職員の数 二 短時間勤務職員の一週当たりの通常の勤務時間数（以下この条において「週当たり勤務時間数」という。）による区分ごとに当該週当たり勤務時間数に当該区分に係る短時間勤務職員の数（1未満の端数を生じた場合にあつては、小数点以下第1位の数字が5以上であるときは1に切り上げ、4以下であるときは切り捨てる。次項において同じ。）	
第四条	2 法第二十三條第二項の規定により教諭等の数を同項に規定する非常勤の講師（以下この項において単に「非常勤の講師」という。）の数に換算する場合には、公立の高等学校の教諭等又は公立の特別支援学校の高等部の教諭等ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす非常勤の講師の数に換算するものとする。 一 換算しようとする教諭等の数 二 非常勤の講師の週当たり勤務時間数による区分ごとに当該週当たり勤務時間数に当該区分に係る非常勤の講師の数を乗じて得た数の合計数を四十で除して得た数	
	(法第二十三條第二項の政令で定める非常勤の講師)	
附則別表	法第二十三條第二項の政令で定める非常勤の講師は、次に掲げるものとする。 一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十七條の四第一項に規定する非常勤の講師その他の教育公務員特例法第二十三條第一項の初任者研修を実施するために配置される非常勤の講師 二 前号に掲げるもののほか、その配置の目的等を考慮して文部科学大臣が定める非常勤の講師	
	項	算式
	一 全日制・定時制課程教職員新法定数 × { (a/A) + (1 - (a/A)) × (4/6) }	
	二 特殊教育諸学校高等部教職員新法定数 × { (b/B) + (1 - (b/B)) × (4/5) }	
	備考 この表における算式中次に掲げる用語又は記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。	
	一 全日制・定時制課程教職員新法定数 法第七条に規定するところにより算定した数から通信制課程教職員定数、指導方法改善定数並びに高等学校の全日制の課程及び定時制の課程の教職員に係る研修等定数の合計数を減じて得た数	
	二 A 平成十三年五月一日現在により法第七条に規定するところにより算定した数から、平成十三年五月一日現在の通信制課程教職員定数並びに平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間の指導方法改善定数として定められた数と高等学校の全日制の課程及び定時制の課程の教職員に係る研修等定数として定められた数との合計数を合計した数を減じて得た数	
	三 a 平成十三年五月一日現在により改正法第二条の規定による改正前の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（以下「旧法」という。）第七条に規定するところにより算定した数から、平成十三年五月一日現在の通信制課程教職員定数（平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間の高等学校の通信制の課程の教職員に係る研修等定数として定められた数を除く。）と平成十三年五月一日現在により改正前の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令第五条第五項の表の五の項の規定の例により文部科学大臣が定めた数との合計数を減じて得た数	
	四 特殊教育諸学校高等部教職員新法定数 法第十五條に規定するところにより算定した数から特殊教育諸学校の高等部の教職員に係る研修等定数を減じて得た数	
	五 B 平成十三年五月一日現在により法第十五條に規定するところにより算定した数から、平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間の特殊教育諸学校の高等部の教職員に係る研修等定数として定められた数を減じて得た数	
	六 b 平成十三年五月一日現在により旧法第十五條に規定するところにより算定した数	

# 高等学校定数調査 定数要求書 A様式 【高等学校用】

2021年6月24日(木) 高教組法制

FAX: 885-3542 MAIL: housei@oki-htu.or.jp

学校名 ( ) 学校

## 1. 2021～2022年度学級数(6月現在見込みの数)

	クラス数
2021年度	
2022年度(見込み)	
増減(+/-)	0

## 2. 2021～2022年度 定数要求

職種	校長	教頭	定教法に基づいて要求			現行数に基づいて要求		総数	
			教諭	教諭 舎監	養護教諭	実習教諭	事務職員		司書
本務	1								0
定数内臨任									0
その他									0
合計	1	0	0	0	0	0	0	0	0
2022年度定数	1								0
2022年度要求数(加配含む)	1								0

要求内容	
要求理由(現状等を詳しく)	

高教組へは7月16日(金)までにB様式で提出してください。用紙のデータは高教組HPにもあります。(管理者とも要求内容を確認してください)